



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第61号

令和2年8月14日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

- 910 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 911 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 912 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 913 公共測量の実施通知(監理課)
- 914 公共測量の実施通知(監理課)
- 915 公共測量の実施通知(監理課)
- 916 公共測量の実施通知(監理課)
- 917 道路の区域変更(道路管理課)
- 918 道路の供用開始(道路管理課)
- 919 道路の区域変更(道路管理課)
- 920 道路の供用開始(道路管理課)
- 921 道路の区域変更(道路管理課)
- 922 道路の供用開始(道路管理課)
- 923 道路の区域変更(道路管理課)
- 924 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 925 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 926 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 927 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 928 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 929 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公　　告

- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

雑　　報

- 一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

告　　示

◎新潟県告示第910号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南蒲原郡田上町の一部を受益地域とする県営上横場地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供す

る。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年8月17日から令和2年9月11日まで

3 縦覧に供する場所

南蒲原郡田上町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第911号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営西野堤地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年8月17日から令和2年9月11日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所第2庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第912号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 処分をした年月日 令和2年7月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

鶴間左官

鶴間 正雄

3 主たる営業所の所在地

佐渡市中原611-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第11941号

5 処分の内容 左官工事業及びタイル・れんが・プロツク工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年7月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年7月7日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社小林建設

小池 義和

3 主たる営業所の所在地

胎内市中村浜550

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第470号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年7月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年7月21日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社平山電気商会

小田 永人

3 主たる営業所の所在地

村上市上片町2-19

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第478号

5 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年7月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年7月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社フルカワ

吉川 崇

3 主たる営業所の所在地

上越市板倉区曾根田518-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28) 第27306号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年7月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年7月29日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

黎明産業

齋藤 大輔

3 主たる営業所の所在地

東蒲原郡阿賀町三宝分甲792

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第44811号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年7月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社今中設備

塩入 健之

3 主たる営業所の所在地

長岡市宝1-2-25

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29) 第21111号

5 処分の内容 土木工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年7月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年7月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社小野工業所

小野 浩

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区湖南29-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28) 第4115号

5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年7月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年7月9日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社関建設
関 彰一
- 3 主たる営業所の所在地
上越市大和2-10-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-27）第10502号
- 5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年7月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年7月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社金子組
金子 信幸
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市鬼木3384
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-27）第5746号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年7月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中電産業株式会社
宮下 和彦
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字田口684-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-28）第19586号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年6月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年7月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ツクバスポート
筑波 吉昭
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市幸町13-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第42363号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
羽深建設株式会社
羽深 耕時
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市木田1-13-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（特-29）第10195号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・プロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年7月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社矢野組
矢野 則雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区井隨963
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第15694号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年7月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年7月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社協栄建設
佐藤 獻
 - 3 主たる営業所の所在地
加茂市大字下条乙367
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第21110号
 - 5 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年7月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社清野工業所
清野 行一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区北山35-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第43555号
-

5 処分の内容 とび・土工工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年6月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社三泰建設

相澤 壮哉

3 主たる営業所の所在地

長岡市蓮潟3-7-31

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-29）第44234号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・プロツク工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年7月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

五十嵐電気

五十嵐 良夫

3 主たる営業所の所在地

新発田市大字下小中山1314

4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第31142号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年7月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

野嶋興業

野嶋 修

3 主たる営業所の所在地

上越市大字高崎新田124-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第44731号

5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年7月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

本間建築

本間 博行

- 3 主たる営業所の所在地
村上市浜新田142
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－31）第45702号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年6月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年6月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社伊田鉄工所
伊田 仁志
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区附船町1-4280
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－29）第38964号
- 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年6月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小出建築
小出 茂男
- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市塩沢1567-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第42087号
- 5 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年6月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社K T E C
笠原 竜義
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字桂537
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－1）第44783号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年6月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年6月12日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

株式会社新金谷

金谷 剛

3 主たる営業所の所在地

上越市大字福橋670-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-1）第41759号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年6月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社瀬波空調設備

松井 彰

3 主たる営業所の所在地

村上市瀬波浜町3-12

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-27）第20507号

5 処分の内容 土木工事業、電気工事業、さく井工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年6月29日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

沢根物産株式会社

須田 秀昭

3 主たる営業所の所在地

佐渡市沢根炭屋町67

4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第11510号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年6月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社大勘組

大矢 清

3 主たる営業所の所在地

長岡市柳原町2-17

4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第17346号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年6月29日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ハウゼ

本間 正榮

3 主たる営業所の所在地

見附市庄川町872

4 許可番号 新潟県知事許可（般－28）第21448号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年6月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

光進運輸建設有限会社

戸田 ひろみ

3 主たる営業所の所在地

魚沼市大字蘿沢123-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第40078号

5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年6月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

関越舗道株式会社

森下 佳憲

3 主たる営業所の所在地

南魚沼郡湯沢町神立130

4 許可番号 新潟県知事許可（般－28）第18852号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年6月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社テック柏

川上 一之

3 主たる営業所の所在地

長岡市新陽2-23

4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第28126号

5 処分の内容 管工事業及びさく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年6月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第913号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 令和2年8月1日から令和3年1月31日まで
- 3 作業地域 長岡市内

◎新潟県告示第914号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小千谷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量（小千谷市管内図修正業務）
- 2 作業期間 令和2年7月9日から令和3年3月5日まで
- 3 作業地域 小千谷市城内二丁目 地内

◎新潟県告示第915号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量（1級及び2級水準測量）
- 2 作業期間 令和2年8月4日から令和2年12月21日まで
- 3 作業地域 1級水準測量 新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市
2級水準測量 南魚沼市

◎新潟県告示第916号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 高柳地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年8月3日から令和3年3月17日まで
- 3 作業地域 妙高市大字高柳 ほか

◎新潟県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
阿賀野市天神堂字唐着54番から	新	8.5～12.6メートル	331.8メートル

同市水原字地々良560番まで	旧	8.5~12.6メートル	332.3メートル
----------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 路線名 一般国道 460号

2 供用開始の区間

阿賀野市天神堂字唐着54番から同市水原字地々良560番まで

3 供用開始の期日 令和2年8月14日

◎新潟県告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 新潟安田線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
阿賀野市姥ヶ橋字腰廻563番1から 同市京ヶ島字居前1326番1まで	新 旧	12.2~38.8メートル	468.6メートル
		(A) 6.8~34.8メートル	482.2メートル
		(B) 6.8~34.8メートル	476.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 路線名 県道 新潟安田線

2 供用開始の区間

阿賀野市姥ヶ橋字腰廻563番1から同市京ヶ島字居前1326番1まで

3 供用開始の期日 令和2年8月14日

◎新潟県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市丸山字谷地587番4から 同市丸山字江ノ上垣ノ内834番1まで	新	(A) 4.0~14.2メートル	911.9メートル
		(B) 4.6~62.8メートル	759.4メートル
	旧	4.0~14.2メートル	911.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市丸山字谷地587番4から同市丸山字江ノ上垣ノ内834番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年8月14日

◎新潟県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市宿根木309番から 同市宿根木1224番1まで	新	6.8~16.2メートル	73.9メートル
		9.0~16.2メートル	73.9メートル

◎新潟県告示第924号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 南魚沼都市計画道路（南魚沼市決定）

- 名称 3・4・8号 市野江浦佐駅前線
3・4・10号 浦佐黒土新田線
3・6・15号 田町上島線
3・6・30号 竹俣泉田線
3・5・44号 古城線

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第925号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
新潟都市計画用途地域（新潟市決定）
2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第926号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）
名称 潟川地区地区計画
両川南地区地区計画
両川東地区地区計画
下早通地区地区計画
新潟東スマートIC地区地区計画
小新流通東地区地区計画
的場流通南地区地区計画
2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第927号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
新潟都市計画区域区分（新潟市決定）
2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第928号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年8月14日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和2年7月29日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
村上市山辺里字上村877番4、877番13	4.00	30.00

◎新潟県告示第929号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年8月14日

新潟県上越地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和2年7月31日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
糸魚川市南押上三丁目355番10、359番26、 343番5の内、344番の内、340番1の内、 340番2の内、343番5地先水路	5.12～6.00	114.69

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオンモール新発田

所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号

設置者 イオントリーテール株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオントリーテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

(変更後) イオントリーテール株式会社 代表取締役 井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオントリーテール株式会社 他16者

(変更後) イオントリーテール株式会社 他19者

3 変更年月日

(1) 平成30年3月1日

(2) 令和2年5月31日

4 変更の理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更のため

(2) 小売業者の出店、退店、住所の変更のため

5 届出年月日

令和2年5月31日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年8月25日から令和2年12月25日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 上越ショッピングセンター

所在地 上越市富岡3457番地

設置者 イオンリテール株式会社 他1者

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社さが美 他5者

(変更後) 株式会社B e R i c h 他5者

3 変更年月日

令和2年2月10日 他

4 変更の理由

小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者名に変更があるとともに、小売業を行う者の入退店が生じたため。

5 届出年月日

令和2年5月21日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年8月25日から令和2年12月25日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 長岡マーケットモール

所在地 長岡市古正寺町字中割203 外

設置者 福田アセット&サービス株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エスエフシーアール 代表取締役 塩川 健次

(変更後) 株式会社エスエフシーアール 代表取締役 岡宮 芳和

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 長野県長野市稻里町中氷鉋458番地

(変更後) 長野県長野市川中島町今井384番地

3 変更年月日

(1) 令和2年4月22日

(2) 令和2年6月1日

4 変更の理由

(1) 小売業者の代表者の変更のため

(2) 小売業者の住所の変更のため

5 届出年月日

令和2年6月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年8月25日から令和2年12月25日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 D i a P l a z a 長岡

所在地 長岡市城内二丁目3番地1 外

設置者 株式会社大和地所

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 長岡駅前城内ビル

(変更後) D i a P l a z a 長岡

3 変更年月日

令和2年2月28日

4 変更の理由

建物承継に伴い、新たな店舗としての名称を決定したため

5 届出年月日

令和2年4月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年8月25日から令和2年12月25日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオン下門前店
所在地 上越市下門前1870番地 外
設置者 株式会社五頭 他1者

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) バローアイオングループ
(変更後) イオン下門前店

- (2) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 上越市関川東部下門前土地区画整理事業地内26街区5 外
(変更後) 上越市下門前1870番地 外

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー
(変更後) イオングループ株式会社 他1者

- 3 変更年月日

- (1) 令和2年5月1日
(2) 平成26年11月1日
(3) 平成26年9月1日 他

- 4 変更の理由

土地区画整理事業に伴い新たな所在地に変更したとともに、小売業を行う者及び店舗名称を変更したため

- 5 届出年月日

令和2年6月10日

- 6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。）

- 7 縦覧期間

令和2年8月25日から令和2年12月25日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオン上越寺店
所在地 上越市寺157番地2 外
設置者 株式会社五頭

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) バロー上越寺店
(変更後) イオン上越寺店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バローホールディングス 代表取締役 田村 正美
(変更後) イオングループ株式会社 代表取締役 井出 武美

3 変更年月日

令和2年5月1日

4 変更の理由

小売業を行う者を変更するとともに、店舗の名称を変更したため

5 届出年月日

令和2年6月10日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年8月25日から令和2年12月25日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

E メール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花角英世

1 調達件名及び数量

新潟県警察通信指令システムの借上げ 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借上げ

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

令和2年6月18日

6 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社法人事業本部新潟法人支店

新潟県新潟市中央区東大通1丁目3番8号

7 落札価格

1,054,284,000円

8 入札公告日

令和2年4月7日

- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立精神医療センター清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年8月14日

新潟県立精神医療センター院長 細木 俊宏

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
清掃業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和2年10月1日（木）から令和5年9月30日（土）まで
- (4) 履行場所
新潟県立精神医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格名簿の営業種目「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」に登載されている者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号「建築物清掃業」又は第8号「建築物環境衛生総合管理業」に基づく新潟県知事登録を受けた事業所を有すること。
- (5) 医療関連サービスマーク認定（院内清掃業務）を取得している旨を証明した者であること。
- (6) 新潟県内に本社（本店）が所在する者であること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15で定める基準に適合する者であること。
- (8) 200床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成29年4月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (9) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (10) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 940-0015
新潟県長岡市寿2丁目4-1
新潟県立精神医療センター経営課
電話番号 0258-24-3930 内線128
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は令和2年9月14日（月）午後5時までに、入札説明書に定める一般競争入札提出書類等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年9月14日までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月25日（金）午後1時30分
新潟県立精神医療センター 大会議室

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札書に記載された金額を36で除して、12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を36で除して、12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立精神医療センターの交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be purchased;

Cleaning in the Hospital [1]set

- (2) Deadline for bid submission

1 : 30 P.M. September 25, 2020

- (3) For more information, please contact the following division in Japanese;

Department of Administration, Niigata Prefectural Niigata Psychiatric Center Hospital

*address: 2-4-1 Kotobuki, Nagaoka-City, Niigata

〒940-0015

JAPAN

TEL 0258-24-3930 Ext. 128

雑報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学空調設備改修工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年8月14日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小泉美佐子

1 入札に付する事項

(1) 工事の名称

新潟県立看護大学空調設備改修工事

(2) 工事の場所

新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学

(3) 工事の仕様等

入札説明書及び図面、設計書による。

(4) 工事期間

契約の日から令和3年3月26日（金）まで

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和2年8月14日（金）から令和2年8月21日（金）まで（ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学総務課庶務係

(2) 本件入札に関する問合せ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和2年8月31日（月）午後2時

(2) 場所

新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学 多目的室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下、「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 令和2、3年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿の管工事に登録されている者であり、Aランクのものであること。

(5) 新潟県上越地域振興局、糸魚川地域振興局、柏崎地域振興局管内に本社がある者であり、事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。

(6) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

令和2年8月14日（金）から令和2年8月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

新潟県上越市新南町240番地

新潟県立看護大学 総務課 庶務係

ウ 提出方法

本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送により提出すること。
(郵送の場合は、書留に限る。)

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和2年8月27日（木）までに、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ（1）イに掲げる場所において書面で通知する。（郵送を希望する場合は、申請時に申し出ること。）

6 入札者に求められる義務

5（1）に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3（1）に定める日の前日までの間ににおいて、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければいけない。

7 入札の方法

(1) 入札は、次のいずれかの方法によること。本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行いうるものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号及び第2号に該当する場合は免除する。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本件入札に関し、苦情申し立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ 本件入札及び請負契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。